

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 香港からのロイヤルティ支払いに係る源泉徴収について

今回は、香港法人から日本法人へのロイヤルティ支払いに係る源泉徴収について説明します。

1. 概要

香港では一般的に源泉徴収制度はありませんが、ロイヤルティについては、例外的に支払いの際に源泉徴収が必要となります。ロイヤルティのうち税務条例 (Inland Revenue Ordinance) 第 15(1)(a)、(b)又は(ba)に該当するものが香港源泉所得とみなされ、第 21A(1)(a)(b)において、そのみなし課税所得が以下のとおり規定されています。

<ロイヤルティの定義>

税務条例条文	内容
第 15 (1) (a)	映画やテレビ番組フィルム、録画・録音媒体の香港における使用から得られる所得
第 15 (1) (b)	香港外居住者が有する知的財産の香港における使用又は使用権から得られる所得
第 15 (1) (ba)	香港外居住者が有する知的財産の香港外における使用又は使用権から得られる所得のうち、香港の法人税法上、その費用が損金に算入される場合

<みなし課税所得>

取引種類	みなし課税所得割合
関連当事者 (※) 間の取引	100%
非関連当事者間の取引	30%

※ 税務条例は関連当事者 (Associate) を、以下のように定義しています。(一部抜粋)
株式を過半数保有することで支配関係にある会社
同一の者に支配されている会社 等

2. 源泉徴収金額

前述のとおり、ロイヤルティの支払先との関係において、源泉徴収金額が以下のとおり、異なることとなります。

取引種類	源泉徴収金額計算方法
関連当事者間	ロイヤルティ総額 × 100% × 16.5% (※) = ロイヤルティ総額 × 16.5%
非関連当事者間	ロイヤルティ総額 × 30% × 16.5% = ロイヤルティ総額 × 4.95%

※ 香港の所得税率となります。



税額の納付は、支払者がロイヤルティの支払時に税額相当額の支払いを留保して送金します。後日、自己の事業所得に関する申告書の提出時に日本法人に対するロイヤルティ支払高を税務局に報告し、税務局は、当該情報に基づいて非居住者の納税通知書を発行、賦課決定し、ロイヤルティ支払者が税額を納付するという流れになります。

3. 日本と香港の租税協定におけるロイヤルティの制限税率

日本と香港間では租税協定が締結されているため、香港国内法より租税協定が優先して適用されます。ただし、国内法が租税協定の税率より低い場合、国内法が適用されます。

取引種類	税務条例（国内法）適用の場合	租税協定を適用する場合
関連当事者間	16.5%	5%
非関連当事者間	4.95%	4.95%

お見逃しなく！

日本法人は、当該ロイヤルティを課税所得に算入し、日本で法人税を申告・納付することになるため、香港の源泉税との二重課税が生じます。その二重課税を回避するために、日本の法人税申告に際し、外国税額控除を受けることもできます。ただし、香港の国内法の税率によって課税を受けた場合には、租税条約の限度税率を超える部分には、外国税額控除の適用は認められません（法人税法施行令 142 の 2 ⑧五）。